

労使コミュニケーション調査 労使関係総合調査

【実施機関】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

労使関係総合調査の一つである。目的、沿革等は、労使関係総合調査の項を参照

労使コミュニケーション調査票A（事業所用）（平成26年）

【調査対象】

（地域）全国 （単位）事業所 （属性）「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者を30人以上雇用する民営事業所

【調査方法】

（選定）無作為抽出 （客体数）5,500/270,000 （配布）調査員 （収集）調査員
（記入）自計 （把握時）平成26年6月30日現在 （系統）厚生労働省一都道府県
労政主管課一労政主管事務所一報告者

【周期・期日】

（周期）5年 （実施期日）平成26年7月1日～7月20日

【調査事項】

1. 事業所の属性に関する事項、(1) 事業所が属する企業規模、(2) 事業所の常用労働者数、(3) 正社員以外の労働者の有無、(4) 労働組合の有無、
2. 労使コミュニケーション全般に関する事項、(1) 労使コミュニケーションを重視する内容、(2) 労働条件の個別的決定の対象となる労働者割合の増減、
3. 労使協議機関に関する事項 (1) 労使協議機関の有無、(2) 労使協議機関の設置の根拠、(3) 下部組織としての専門委員会の有無及び取り扱う事項、(4) 労使協議機関の開催形態、(5) パートタイム労働者の従業員代表の有無、(6) 労使協議機関に付議する事項、(7) 労使協議機関の成果、
4. 職場懇談会に関する事項 (1) 職場懇談会の有無、(2) 職場懇談会開催の有無、(3) 職場懇談会の話し合い事項、(4) 職場懇談会の成果、(5) パートタイム労働者の参加の有無、
5. 苦情処理に関する事項 (1) 苦情処理機関の有無、(2) パートタイム労働者の利用資格の有無、(3) 申し立てられた苦情の有無、苦情内容及び解決状況、(4) 派遣労働者からの苦情の有無、
6. 外部の機関等の利用に関する事項 (1) 外部の機関等の利用の有無、(2) 今後の外部の機関等の利用の有無及び利用しない理由

7. 労使関係についての認識

労使コミュニケーション調査票B（個人用）（平成26年）

【調査対象】

（地域）全国 （単位）個人 （属性）「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者を30人以上雇用する民営事業所に雇用されている労働者

【調査方法】

（選定）無作為抽出 （客体数）6,400/25,209,200 （配布）郵送、調査員 （収集）郵送調査員 （記入）自計 （把握時）平成26年6月30日現在 （系統）厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－報告者

【周期・期日】

（周期）5年 （実施期日）平成26年7月1日～7月20日

【調査事項】

1. 個人の属性に関する事項 (1) 性別、(2) 年齢階級、(3) 勤続年数階級、(4) 職種、(5) 就業形態、(6) 役職、
2. 労使コミュニケーション全般に関する事項 (1) 労使コミュニケーションの良好度、(2) 個人が労使コミュニケーションを重視する内容、
3. 労働組合に関する意識 (1) 労働組合に加入の有無 (2) 労働組合の必要度、(3) 労使コミュニケーションにおいて労働組合に期待する役割、
4. 労使協議機関に関する事項 (1) 労使協議機関の有無、(2) 労使協議機関の協議内容等の認知方法、(3) 労使協議機関の協議内容等の認知の程度、
5. 個人の処遇等に関する不平、不満の処理方法 (1) 不平、不満の申し立ての有無、(2) 不平、不満の内容、(3) 不平、不満の申し立て方法、(4) 不平、不満の申し立ての結果、(5) 外部機関等への相談の有無及び機関等の種類、(6) 不平、不満を申し立てなかった理由

（平成28年11月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：平成27年3月6日承認）